

都道府県	設置年月日	医師の派遣・あっせん実績		設置場所	体制	専任医師	
		常勤	非常勤				
石川県	H25.6	0	0	(研修病院説明会や医師向けの相談対応を実施)	県庁内	専任医師1名 専従職員1名	○金沢大学附属病院 地域医療教育センター長
福井県	H25.4	47	0	自治医科大卒業生の配置調整19名 福井大学からの医師派遣等28名	県庁内及び福井大学 医学部内	専任医師3名 専従職員2名	○福井大学教授 ○福井大学講師 ○福井大学助教
山梨県	H25.4	0	0	短期派遣の実施(計112日) (研修病院説明会や医師向けの相談対応を実施)	県庁内及び山梨大学 医学部附属病院内	専任医師1名 専従職員1名	○山梨大学医学部附属病院 准教授
長野県	H23.10	62	0	ドクターバンク事業31名 修学資金貸与者の配置調整31名	県庁内、信州大学医学 部内及び県立病院機 構内	専任医師2名 専従職員3名	○信州大学医学部附属病院 准教授 ○信州大学医学部附属病院 助教
岐阜県	H23.4	64	2	修学資金貸与者の配置調整66名 (うちキャリアプログラムを活用64名)	岐阜大学医学部内	専任医師2名 専従職員2名	○岐阜大学医学部附属病院医師(2名と も)
静岡県	H23.4	130	0	修学資金貸与者の配置調整65名 (うちキャリアプログラムを活用18名) キャリアプログラムを活用した配置調整64名 県外医師の斡旋1名	県庁内	専任医師2名 専従職員2名	○浜松医科大学附属病院医師 ○静岡県立総合病院医師
三重県	H24.5	108	0	ドクターバンク事業15名 修学資金貸与者の配置調整67名 自治医科大卒業生の配置調整26名	県庁内及び三重大学内	専任医師1名 専従職員2名	○三重大学医学部付属病院講師
滋賀県	H24.9	28	0	修学資金貸与者の配置調整1名 自治医科大卒業生の配置調整27名	県庁内及び滋賀医科 大学医学部付属病 院内	専任医師1名 専従職員2名	○滋賀医科大学医学部附属病院特任助 教
京都府	H23.6	75	0	修学資金貸与者の配置調整39名 自治医科大卒業生の配置調整29名 キャリアプログラムを活用した配置調整5名 医師不足医療機関への派遣調整2名	府庁内	専任医師2名 専従職員3名	○元秋田大学副学長 ○京都府立医科大学附属病院医員
大阪府	H23.4	16	0	自治医科大卒業生の配置調整(キャリアプログラムを活用)8名 キャリアプログラムを活用した配置調整8名	大阪大学医学部内	専任医師1名 専従職員3名	○大阪府立急性期・総合医療センター 腎 臓・高血圧内科部長
兵庫県	H26.4	41	1	修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)14名 自治医科大卒業生の配置調整(キャリアプログラムを活用)19名 県職員医師の派遣4名 大学寄附講座による診療支援5名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○兵庫県健康福祉部医務課参事(2名と も)
奈良県	H23.4	25	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)13名 自治医科大卒業生の配置調整(キャリアプログラムを活用)10名 県職員医師の派遣1名	奈良県立医科大学内 及び県庁内	専任医師1名 専従職員1名	○奈良県立医科大学地域医療学講座教 授
和歌山県	H23.4	76	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整25名 自治医科大卒業生の配置調整40名 県職員医師の派遣1名 和歌山県立医科大学からの医師派遣9名	和歌山県立医科大学内	専任医師2名 専従職員4名	○和歌山県立医科大学附属病院(脳神 経外科) 准教授 ○和歌山県立医科大学附属病院(救急) 助教
鳥取県	H25.1	25	0	自治医科大卒業生の配置調整25名	県庁内及び鳥取大学 医学部内	専任医師1名 専従職員1名	○鳥取県福祉保健部健康医療局長
島根県	H23.8	105	0	ドクターバンク事業40名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)65名	島根大学医学部内 及び県庁内	専任医師6名 専従職員6名	○島根大学教授(2名) ○島根大学准教授(2名) ○島根大学病院部長 ○島根県医療統括監
岡山県	H24.2	2	0	ドクターバンク事業2名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○岡山済生会総合病院医師 ○岡山大学病院医師

都道府県	設置年月日	医師の派遣・あっせん実績		設置場所	体制	専任医師	
		常勤	非常勤				
広島県	H23.4	135	1	ドクターバンク事業31名 修学資金貸与者の配置調整5名 自治医科大卒業生の配置調整65名 キャリアプログラムを活用した配置調整34名 県職員医師の派遣1名	(財)広島県地域保健医療推進機構内	専任医師1名 専従職員8名	○広島県職員(県立広島病院)医監
山口県	H24.7	19	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整(キャリアプログラムを活用)14名 医師不足医療機関への派遣調整4名	県庁内及び山口大学医学部附属病院内	専任医師2名 専従職員3名	○山口大学医学部附属病院助教 ○山口大学医学部附属病院助教
徳島県	H23.11	52	0	ドクターバンク事業1名 修学資金貸与者の配置調整5名 自治医科大卒業生の配置調整30名 キャリアプログラムを活用した配置調整9名 専門医修学資金貸与者の配置調整7名	徳島大学医学部内	専任医師1名 専従職員3名	○徳島大学病院 特任助教
香川県	H24.7	139	0	ドクターバンク事業7名 修学資金貸与者の配置調整21名 自治医科大卒業生の配置調整35名 キャリアプログラムを活用した配置調整76名	県庁内	専任医師1名 専従職員3名	○香川県健康福祉部健康福祉総務課参事
愛媛県	H23.8	0	0	(研修病院説明会等を実施)	愛媛大学医学部内	専任医師2名 専従職員3名	○愛媛大学附属病院 准教授 ○愛媛大学附属病院 医師
高知県	H23.4	17	1	ドクターバンク事業12名 県職員医師の派遣6名	高知医療再生機構内及び高知大学医学部内	専任医師2名 専従職員3名	○元高知大学医学部付属病院長 ○県立あき総合病院医師
福岡県	H26.5	0	0	(実績はまだない)	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○福岡県保健医療介護部医監 ○飯塚市立病院医師
長崎県	H25.4	14	4	ドクターバンク事業14名 医師不足医療機関への派遣調整4名	(独)国立病院機構長崎医療センター内	専任医師2名 専従職員3名	○長崎医療センター救命救急センター長 ○長崎医療センター臨床疫学研究室長
熊本県	H25.12	0	0	短期派遣の実施(計45日)	県庁内及び熊本大学医学部附属病院内	専任医師2名 専従職員3名	○熊本大学医学部附属病院特任准教授 ○熊本大学医学部附属病院特任助教
大分県	H23.10	45	2	ドクターバンク事業3名 修学資金貸与者の配置調整14名 自治医科大卒業生の配置調整19名 県職員医師の派遣2名 医師不足医療機関への派遣調整9名	大分大学医学部内	専任医師2名 専従職員3名	○大分大学医学部附属病院助教 ○大分大学医学部附属病院助教
宮崎県	H23.10	70	1	ドクターバンク事業11名 修学資金貸与者の配置調整9名 自治医科大卒業生の配置調整50名 県職員医師の派遣1名	県庁内	専任医師2名 専従職員3名	○県立宮崎病院医師 ○宮崎大学附属病院医師
鹿児島県	H23.4	18	0	医師不足医療機関への派遣調整18名	鹿児島大学医学部附属病院内	専任医師2名 専従職員3名	○鹿児島大学附属病院センター長 ○鹿児島大学付属病院特任助教
派遣・あっせん人数計		2,044	126	合計 2,170名			

注)実績は平成26年7月1日現在の速報値である。(非常勤は常勤換算後の数)

## 各都道府県地域医療支援センターの取組みの例

### 三重県地域医療支援センター

県と大学と病院が共同して、医師不足病院と中核病院をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを作成

### 静岡県地域医療支援センター

複数病院の指導医が各々の病院の持つ強みを活かして連携した50以上の専門医研修ネットワークプログラムを作成

### 宮崎県地域医療支援センター

地域総合医育成センター(宮崎大学内)のサテライトセンターを県立病院に設置し、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながらキャリアを積み上げる仕組みにより、総合診療医を育成

### 岐阜県地域医療支援センター

研修医が成長を実感できる仕組み作りを理念に、県内各地域を代表する8病院がコンソーシアムを構成し、キャリアプログラムを作成

**地域医療支援センターの取組の好事例については、厚生労働省ホームページに掲載**

→ [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/chiiki\\_iryuu/dl/koujirei.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/chiiki_iryuu/dl/koujirei.pdf)

## 施行に向けた都道府県での準備 (地域医療支援センターについて)

医療法の改正により、地域医療支援センターの機能等が法律に位置付けられることとなる。(平成26年10月の施行)

都道府県に対して、以下のとおり依頼した。

- 1) センター未設置の県は、設置に向けての検討を積極的に進めること  
(現在、42都道府県に設置済)
- 2) 施行後においては、大学や特定機能病院等は、都道府県の協議会の決定に応じて医師派遣の要請への協力に努めることとされているため、関係者にあらかじめ周知いただき、こうした仕組みも活用して、医師の地域偏在の解消に積極的に取り組むこと
- 3) 今年度中に、都道府県内の医師不足の状況や、それに対するセンターの取組実績を整理しておき、各都道府県が平成27年度から行う地域医療構想の策定(目指すべき医療提供体制及びそれを実現するための施策)に活用できるように、準備を進めること

## (参考) 三重県 修学資金貸与者に対する後期研修プログラム

### (事業概要)

- ・医師修学資金貸与者(24年度末現在 累計348名)の初期臨床研修修了後の県内勤務の開始が、今後ますます増加する状況にあることから、これら若手医師の県内定着・キャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の支援を一体的に行う仕組みづくりとして、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムの作成を進めている。
- ・現在、総合内科、外科、家庭医療(総合診療)、救急科の各プログラムの暫定版を作成し、医師修学資金貸与者等へ周知しており、今後は、その他15基本領域のプログラムの作成を進めていくこととしている。

#### (作成プロセス)

- ①地域医療支援センター運営協議会
  - ・キャリア支援方策、プログラムの基本条件等の承認
- ②三重大学医学部附属病院科長会
  - ・関係各教授へのプログラム作成協力依頼
- ③MMC卒後臨床研修センター理事会
  - ・県内研修病院へのプログラム参加協力依頼
- ④各医局、中核病院への個別説明
  - ・各医局への個別説明、プログラム作成代表者選任依頼
  - ・中核病院への個別説明
- ⑤内科、外科ワーキンググループ
  - ・複数の講座にまたがる総合内科、外科プログラムについては、各講座より代表者を出してもらいワーキンググループを設置し、共同してプログラム内容を検討
- ⑥地域医療支援センター運営協議会キャリア形成支援専門部会
  - ・プログラム内容を専門的知識及び経験に基づきチェックする機関として、運営協議会の中に、地域の医療関係者からなる「キャリア形成支援専門部会」を設置し、プログラム内容をチェック
- ⑦地域医療支援センター運営協議会
  - ・専門部会の審議内容を報告のうえ、プログラムを承認
- ⑧修学資金貸与者、各医療機関への周知
  - ・修学資金貸与者へのプログラム周知
  - ・各関係病院へのプログラム周知及び参加協力依頼

## (特徴)

- ・日本専門医制評価・認定機構の認定する18の基本領域＋総合診療医の19の基本領域を対象とする。
- ・大学と各病院がそれぞれ作成するのではなく、基本領域ごとに、大学と各病院が共同して作成する。
- ・総合内科、外科のプログラムについては、三重大学の関係講座(各4講座)からの代表者で協議のうえ、共同して一つのプログラムを作成した。
- ・複数の医療機関をローテーションし、そのうち1ヶ所(1年以上)は医師不足地域の医療機関を含めることを基本としている。
- ・見直しが進められている新たな専門医制度の養成プログラムの基準が示された後は、作成された支援センタープログラムを適宜修正していくこととしている。

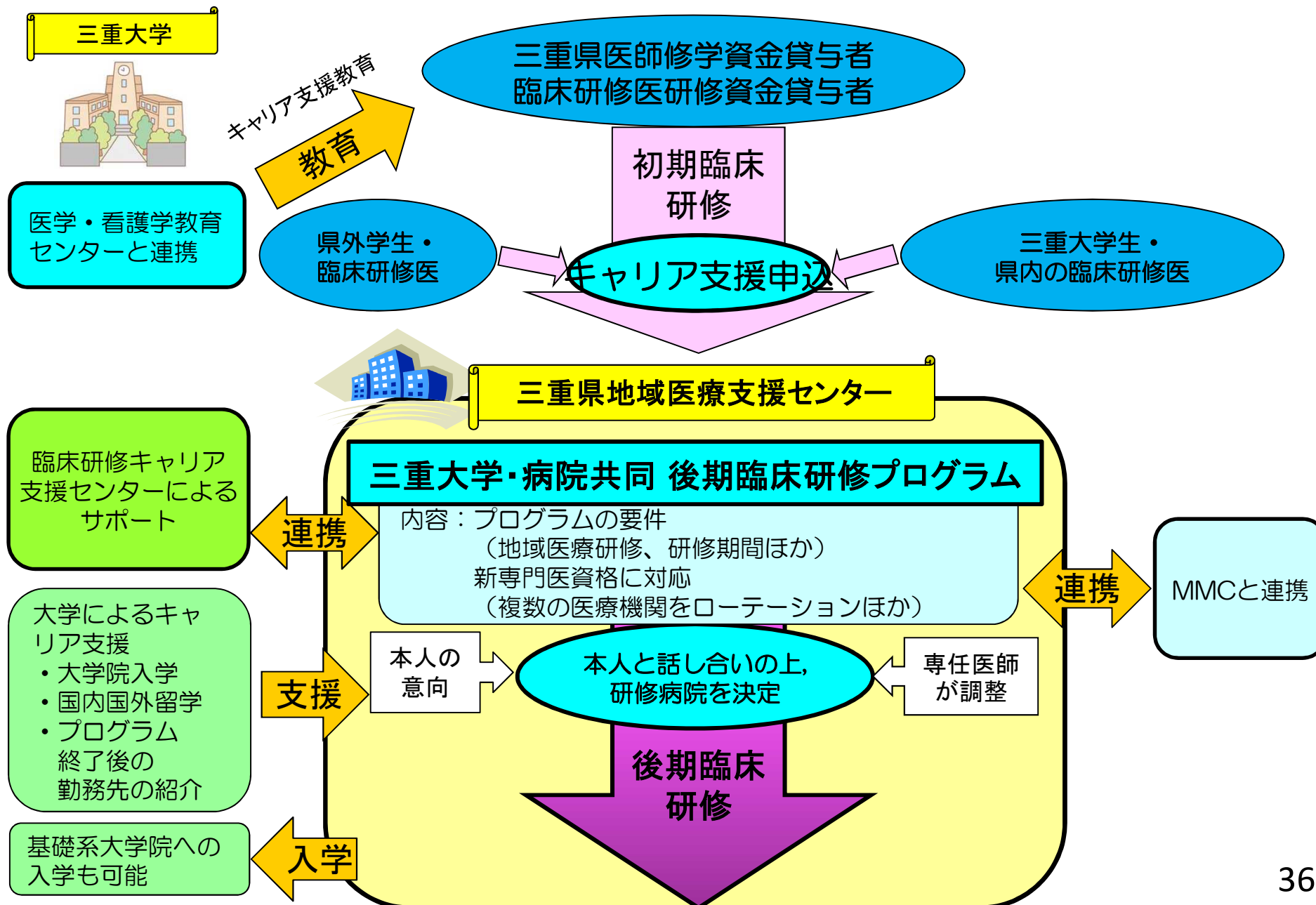
### (参考)プログラム基本条件

- 卒後10年以内に、基本領域の専門医資格を取得することができるプログラムとする。
  - 基本領域とは、日本専門医制評価・認定機構の認定する18の基本領域＋総合診療医とする。
  - 基本領域ごとに、三重大学と各病院が共同して作成する。
  - 後期臨床研修は、原則として、三重県における複数の医療機関で行う。ただし、県が指定する医師不足地域又はへき地の医療機関(\*)以下「支援医療機関」という。)を含む。  
※ 津市(旧美杉村の区域)、松阪市(旧飯南町、飯高町の区域)、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、御浜町、紀宝町に所在する医療機関及び三重県地域医療支援センターがこれらに相当すると認める医療機関
  - 支援医療機関が、取得をめざす専門医資格の認定を行う学会の研修施設等でない医療機関であっても、三重県の地域医療を学ぶ観点から、当該医療機関においても、研修を行うことができるよう努める。
  - 海外又は三重県外の機関において、後期臨床研修を行う場合は、その期間を通算して2年以内とする。
  - 一つの医療機関での研修期間は1年以上とする。
  - 一つの医療機関に所属したまま、当該医療機関からの派遣による方法でも差し支えない。
  - 以上の基本条件と医師の地域偏在を解消する観点から、キャリア形成支援専門部会の審査を受ける。
  - なお、初期臨床研修を行う医療機関は、三重県内の基幹型臨床研修病院の中から、マッチングにより決定する。
- 注)各学会の専門医資格取得要件等により、上記の条件を満たすことができない場合は、基本条件を変更することができるものとする。

## (H25.7.22地域医療支援センター情報交換会で好事例となった理由)

- ・19の基本領域で、医師のキャリアパスを考えつつ地域偏在を解消するためのローテーションを県・大学・医療機関で考えている
- ・医師のキャリア形成支援のためには後期研修プログラムの充実が重要になってくると思われる
- ・今後の新制度を見据えた素晴らしい取組である ・義務年限内に専門医を取得するという仕組み作りの視点は大切
- ・大規模病院と医師不足病院とのローテーションが考慮されている

# 三重県地域医療支援センターのキャリア支援について



# 後期臨床研修プログラム(イメージ)

後期臨床研修プログラムのイメージ【〇〇専門医】

※県内勤務医コース(卒後県内10年間勤務)

卒後	1～2年目	例	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目～10年目
勤務 医療 機関	初期 臨床 研修	ローテーション 基準	1. 三重大病院に加え、中核医療機関群及び研修医療機関群から1ヶ所以上ずつ選択(※1) 2. 1ヶ所の研修期間は1年以上 3. 研修時期は、研修医の意向を踏まえ調整				◎ 専門医試験受験	専門医資格を取得するための研修修了後
		4ヶ所×各1年	「大・中規模 医療機関群」 の医療機関(※2)	「小規模 医療機関群」 の医療機関	「県が指定する 医療機関群」 の医療機関	「三重大学医学部 附属病院」	・勤務医として県内の救急告示病院等で勤務 ・サブスペシャリティ専門医資格の取得 ・大学院入学(研究のみは上限2年間) ・国内外留学 等	

※1 地域医療支援センター専任医師が、本人の意向を確認し、医療機関と調整のうえ決定。

※2 各学会が認定する「教育病院」「教育関連病院」等以外の医療機関での勤務も可能。ただし、専門医資格の取得までの期間がその分長くなる。

三重大学医学部附属病院

専門医資格取得及び先進医療の研修

大・中規模医療機関群

専門医資格取得の研修

三重大学医学部附属病院、「県が指定する医療機関群」を除く、各学会認定の「教育病院」等である県内の医療機関

小規模医療機関群

専門医資格取得の研修

三重大学医学部附属病院、「県が指定する医療機関群」を除く、各学会認定の「教育関連病院」等である県内の医療機関

県が指定する医療機関群

専門医資格取得及び地域医療の研修

津市(旧美杉村の区域)、松阪市(旧飯南町、飯高町の区域)、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、御浜町、紀宝町に所在する医療機関及び三重県地域医療支援センターがこれらに相当すると認める医療機関



## 三重県地域医療支援センター後期臨床研修プログラムの特徴

○三重大学の各講座（医局）と共同して作成するプログラムです。

総合内科、外科のプログラムについては、関係する複数の講座（医局）の協力のもと、統一して作成したプログラムとなっています。

○三重県医師修学資金貸与者（貸与者累計348名、H25.5現在）、臨床研修医研修資金貸与者（貸与者累計28名、H25.5現在）等を対象として、作成したプログラムの案内を行い、プログラムに基づく後期臨床研修を促していきます。

※次ページのグラフ参照

○19の基本領域（総合診療医含む）の専門医資格が取得できるプログラムの作成を進めています。

○医師不足地域及びへき地の医療機関（※）を含む、複数の医療機関をローテーションするプログラムとしています。

※津市（旧美杉村の区域）、松阪市（旧飯南町、飯高町の区域）、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、御浜町、紀宝町に所在する医療機関及び三重県地域医療支援センターがこれらに相当すると認める医療機関

○キャリア支援申込のあった修学資金貸与者等の意向を踏まえ、各病院と調整のうえ、プログラム対象の病院群の中から研修病院を決定します。

# プログラムに基づく後期臨床研修病院の決定について

## 決定手順

### ①研修医の意向確認

- ・ 地域医療支援センターが本人と面談を実施し、プログラムの病院群の対象医療機関の中から、希望する医療機関と勤務希望の時期を選択する。

### ②医療機関との調整

- ・ 地域医療支援センターにおいて、希望の医療機関と調整を行う。

### ③採用面接等

- ・ 医療機関において、採用面接等を実施。

### ④採用

## 各病院へのお願い

- ・ プログラムで定める研修期間、常勤医としての採用をお願いします。
- ・ 身分、給与等の処遇は、各病院の規定に基づきます。
- ・ 研修内容については、各学会のカリキュラムを踏まえ、研修医の到達状況に応じて対応いただくようお願いします。

# 改正看護師等人材確保促進法イメージ

- 都道府県ナースセンターが中心となって、看護職員の復職支援の強化を図るため
  - ・ 看護師等免許保持者について一定の情報の届出制度を創設し、離職者の把握を徹底。
  - ・ ナースセンターが、離職後も一定の「つながり」を確保し、求職者になる前の段階から効果的・総合的な支援を実施できるようナースセンターの業務を充実・改善。
  - ・ 支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等関連規定を整備。

